

「商標」の取り扱いについて（申し合わせ）

平成23年 8月 5日
発 明 審 査 委 員 会

1. 茨城大学職務発明規程（以下「規程」という。）に基づき、茨城大学（以下「本学」という。）における商標及びこれに基づく商標権の取扱いに関し、下記のとおり必要な事項を定める。
2. 本学における商標及びこれに基づく商標権に関する諸手続き及び管理は、発明審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。
3. 学長は規程第4条に基づく届出を受理したとき、規程第5条に基づく審議にあたり、先願等の状況を調査させる。
4. 委員会は、上記3の先行調査の結果を基に、規程第14条に基づく審議を行う。
5. 登録出願した商標について商標権を取得したときは、当該商標権について、学内において周知するとともに、適正な管理を図るものとする。
6. 本学において登録出願する商標に用いる標章は、図形、色調その他の点において、本学の社会的信頼性、品位などを低下させないものでなければならない。
7. 登録商標を管理又は使用する者は、登録商標の管理・使用に当たり、本学の名誉、品位、社会的信頼性の維持・向上を図るように努めるものとする。
8. この申し合わせに定めるもののほか、商標の取扱いに関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この申し合わせは、平成23年 8月 5日から施行する。